

《長崎県看護職員修学資金の貸与を申請される方へ》

★申請書作成の際に、よく読んでご記入ください。

1 貸与決定における審査について（新規申請者のみ）

申請者が増加傾向にあることを踏まえ、貸与者の決定にあたっては、高等学校修学支援金制度や他の奨学金との併願状況、養成所における過去の貸与者の県内定着状況、申請者の世帯所得状況などを考慮する場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 長崎県看護職員修学資金貸与申請書（様式第1号）について

記載内容の訂正については、二重線で消してください。訂正印は不要です。

ただし、貸与希望修学資金の金額及び保証人氏名の訂正はできません。間違えた際は、再度申請書を書き直してください。

（1）貸与希望修学資金 種類

「保健師」、「助産師」、「看護師」、「准看護師」のいずれかを記入してください。

（2）家族の状況

同一生計を営む家族を記入してください。

（基本的には同居家族になりますが、単身赴任等で別居であっても生計を同一とする者及び申請者が一人暮らしの場合は、実家の家族も含まれます。）

① 年間所得額

源泉徴収票等を参考に年間所得額を記入してください。源泉徴収票は「給与所得控除後の金額」欄、所得証明書は「合計所得金額」欄をご参照ください。

（所得証明書の合計所得金額の表記は発行する市町によって異なります）

なお、源泉徴収票等所得証明書（原本）については、学校が発行する推薦書の添付書類となります。

② 特記事項

家族の離職など、貸与を受けるにあたって特記すべき事項を記入してください。

（3）他の奨学金貸与の有無

看護職員修学資金以外の奨学金の貸与を受けている場合は記入してください。

また、過去に貸与を受けた奨学金も含みます。

（4）過去の修学資金貸与の有無

昨年度までに貸与を受けた長崎県看護職員修学資金を記入してください。

（5）申請者及び保証人の署名について

申請者名は申請者本人が、保証人名は保証人本人が必ず自署してください。

（本人印、保証人印は不要です。）

申請書提出の際には、保証人の印鑑登録証明書は必要ありません。

3 保証人について

- (1) 保証人になれる方に対しては、貸与金が返還となった場合は、保証人にも返還義務が生じることに十分理解いただってください。
- (2) 保証人は無職の者は不可とし、2名は原則としてお互い別世帯、別生計の者であることとします。
ただし、同一世帯、同一生計者であっても保証人が別々に就業しており、収入証明書類により個別に保証能力を有すると認められる場合は、可とします。
- (3) 収入等の証明書（原本かつ直近のもの）を添付してください。
- (4) 貸与申請者が未成年者である場合は、保証人2名の内1名は必ず親権者になしてください。
（民法第4条関連）
- (5) 保証人の年齢制限は設けていませんが、貸与開始から返還債務免除までの就業期間が長期になる場合もあるので、保証人が高齢である場合などは、健康面や将来的な収入、本人との関係性なども考慮し、保証人としての適性を判断してください。

4 継続申請する方で、氏名、住所、保証人等に変更があった場合には、必ず変更届を提出してください。

5 質疑事項回答書について

新規申請者用（別紙1）、継続申請者用（別紙2）があります。それぞれ申請書とともに提出してください。

※継続申請者用（別紙2）は、継続申請で令和7年度卒業予定の方について提出が必要です。

6 問い合わせ先

修学資金貸与事業にかかる事務手続きに関し、質問事項等がございましたら下記まで問合せください。なお、申請様式等については、県医療人材対策室HPに更新を予定しております。

長崎県ホームページ 【看護職員修学資金】で 検索

【長崎県福祉保健部医療人材対策室 看護師確保推進班 TEL：095-895-2423】